# 違憲訴訟の会 ニュース

発行:安保法制違憲訴訟の会 No:1 2016年7月5日

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6 渋谷協栄ビル 2 階 電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287

Mail: iken. soshou@gmail.com

# あいさつ

# 伊藤真



自民党は2012年4月に国防軍を創設する憲法改正草案を発表しています。立憲主義の基本理念である個人の尊重を否定して、現行憲法とは全く逆方向をめざすものです。あえて

選挙公約として争点にしていなくても選挙が終われば、秘密保護法、安保法制を成立させてきました。前者は自民党改憲草案9条の2第4項、後者は第3項で法律事項として予定されているものです。着実にこの改憲草案の示すゴールに向かって進んでいるのです。しかし、いずれも現行憲法に違反しています。もしこれを認めるのであれば、憲法改正が必要なはずです。現行憲法を無視し選挙で多数の議席を得ただけであるにも関わらず、採決の強行によって

違憲の法律を成立させ続けるということは、立憲 主義、民主主義を破壊する法的なクーデターであ り、断じて許すことができません。

こうした事態を是正し、憲法価値に従った政治を回復するためには司法の力が不可欠です。国 民・市民は選挙権、表現の自由、請願権、裁判を 受ける権利など、憲法が保障するあらゆる手段を 行使して自らの手で立憲主義、民主主義を取り戻 さなければなりません。安保法制違憲訴訟もそう した国民・市民の運動の結節点として安保法制廃 止にむけて意味のあるものにしていく必要があり ます。この「安保法制違憲訴訟の会」を皆さんと 共に、全国の安保法制違憲訴訟の情報交換や交 流、そして元気を共有する場にしながら最後まで たたかっていきましょう。

# 安保法制違憲訴訟を支える会 会の報告と共同呼びかけ人からのエール 鎌田 慧



「民主的に選挙された政府が少数 者を不当に扱い、ついには民主主義 そのものを捨て去ってしまった二十 世紀の歴史に鑑みるならば、司法権 は、わが国でも、外国でも、少数者の

権利を尊重し、『酔っぱらった民衆』が『しらふの民衆』の意思を無にするようなことを防止する、そのような民主制を安定させる制度上の重しとして捉えることができる」。司法権についてのスティーブン・ブライヤー米最高裁判事の言葉です。ナチスによるワイマール共和国の破壊を寓話として描いたアルベール・カミュの『ペスト』は末尾に於いて「ペスト菌は死なないし、消えもしない。ペストは寝室や貯蔵室やスーツケースやハンカチーフ、書類棚の中で、辛抱強く待ち続けている。そして、いつの日にか、人間に不幸や教訓をもたらそうと、ペスト菌が再生しネズミどもを呼び覚まして、どこかの幸せだった町に送り出して死をもらたらすのだ」と書いております。

一昨年7月1日の閣議決定による集団的自衛権行使

容認、昨年9月19日未明の安保法制の強行採決 は、ブライヤー判事の言葉を借りれば、「『酔っぱ らった』内閣と与党が、この国が、戦後70余年、 アジアで2000万人以上、日本で310万人の 非業無念の死者たちの声に耳を傾けながら築き上 げてきた、「戦争しない国」を無にする暴挙です。 この暴挙に対して司法の発動を促すのが、東京は じめ全国各地で展開されている安保法制違憲訴訟 です。違憲訴訟を支えるために作られたのが、「違 憲訴訟を支える会」です。違憲訴訟に賛同する人 ならば、原告は勿論のこと、裁判を支持するが原 告になるにはちょっと荷が重いという人等、誰で も自由に会員になることができます。会費は年3 000円で、裁判の実費や裁判に関するニュース の発行などに使用します。違憲訴訟を支える会の 会員となって、安保法制違憲訴訟を支え、また違 憲訴訟について学びませんか。入会をぜひお願い します。

# 4月20日、違憲訴訟の会が決起集会

報告:角田由紀子

2016年4月20日、安保法制違憲訴訟の原告決起集会が、参議院議員会館講堂で開かれました。東京での第1次訴訟の原告とその支援者が集まり、参加者は400名を超え、満員の熱気に包まれた集会となりました。

集会は、最初に共同代表の寺井一弘弁護士が違憲訴

訟の意義と現状について報告、「平和憲法 と民主主義を守り抜くにあたって深刻な 事態となっている。全国の弁護士や元裁 判官ら 620 人以上が集まって昨年から準 備してきた違憲訴訟は、原告となる意思を



持った市民が 2000 人以上になっている。安保法制の廃止を求めて歴史的前例のない違憲訴訟に挑みたい」と決意を述べました。

また、**伊藤真弁護士**は、なぜ、違憲訴訟かについて提起、「戦争は最大の人権侵害。違憲訴訟は国民運動の一環としてのたたかいにして、絶対にあきらめることなく、安保法の廃止を実現していきたい」と語りました。

福田護、田村洋三両弁護士より提訴の内容が①安保法が憲法の保障する平和的生存権を侵害し精神的苦痛を受けたことへの慰謝料請求を求める国家賠償法請求訴訟とすること、②安保法に基づく他国軍への後方支援などの自衛隊の出動の差し止めを求める行政訴訟である…などの説明がありました。

また、原告の中から 7 名の方が決意表明。どの方も それぞれの生活の場で感じてきた安保法制の加害の実 態について説得力ある話をされ、参加者の共感を呼び ました。主な発言内容は下記参照(文責:編集部)

# 原告7人の主な発言

#### ■志田陽子さん(憲法学者)

憲法教育者は昨年の安保法成立以降、平和教育や社会活動がとてもやりにくくなり、研究活動や教育活動に支障をきたしている。これを解決するには、憲法に違反する国政の在り方を違憲だと提訴する以外にないと判断した。



#### ■チェ・ソンエさん(崔善愛・ピアニスト)

ある音楽家は「何よりも大事なことは子 どもの命を守ることだ。だから戦争にな れば音楽を捨てる」と言った。専門の道 を究めたいと思って、人の命を置き去り にしてしまう、こんなことが今の事態を 招いている。



# THE SECOND

#### ■石川徳信さん(宗教家)



■20世紀の戦争で6600万人が死んだ。 戦争ほど悲惨でみじめなものはない。今回の法律は絶対に許すことが できない。この裁判も世論の力で勝 とう。

#### ■原かほるさん(障がい者)

かけがえのない命が、合法的に優 先順位をつけられる時代の扉が開 かれようとしている。両親も私も 障がい者として困難な中、必死で



生きてきた。今日一日の命をいただき、生きることがどんなに尊いことか。しかし、安保法制はこれからの未来が不安と恐怖をよびさますもので、みすごすことができな**い。** 

#### ■菱山南帆子さん(市民連絡会)



父と兄を戦争でなくした祖母は、私 が小学生の時に演劇のために被った 防空頭巾とモンペの私の姿を見て泣 き伏し、あんな戦争は二度としてほ しくないと言った。私は祖母の想い

を託されたものとして安倍政権を告発していく。 憲法違反の危険な戦争法を廃止しよう。

#### ■辻仁美さん(ママの会)

私は子どもを戦争にやるために 産み育ててきたわけではない。 だから安保法廃止のためにはな んでもやろうと決めた。平和な



社会を次の世代につないでいくことは私たちの 切実な願いだ。司法に問うことで世論を喚起し、 安保法の廃止につなげたい。

#### ■新倉裕史さん(横須賀住民)

米国の同時多発テロの際、米軍 基地では土嚢が積まれ、銃口が こちらに向けられた。湾岸戦争 の時も横須賀が米軍の先制出撃



基地となった。自衛隊と米軍が一体化し新たなテロを生む軍事行動を起こすことになるのではと心配している。こうならないためにも安保法は廃止しなければならない。

# 全国の安保法制違憲訴訟の動きについて

弁護士:杉浦ひとみ

安保法制違憲訴訟は、昨年9月頃から東京を中心 に弁護士が集まり、「違憲判断を求める裁判を起こ そう」「司法がこの問題を何とかしなくては」と会議 を繰り返し、まず、東京での提訴を決めました。弁 護団として関わることを希望した弁護士が全国か ら600人以上集まり、同時に、原告を募り、4月 26 日に500人を超える原告が東京地方裁判所に 提訴。この東京での提訴と並行して、同様の裁判を 各地で起こすために、全国の弁護士に呼びかけ、緩 い連携をとりながら、各地で弁護団がたち上がり、 提訴が起こったのです。これまで各地で、弁護団が 付いた複数原告での裁判は、みな、私たちとのネッ トワークを保ち、連絡を取り合いながら進行しまし た。今後の提訴も同じです。原告の方たちは、1箇 所でしか提訴できませんが、弁護団は各地域ごとに 独立しながら、各弁護士は東京の裁判と地方の裁判 の双方の代理人になることができます。全国の原告 たちともユル~く繋がって、この法制の違憲判断を たたかいとろうと団結していきたいと思っていま す。今後、訴訟の会として、ニュースを発行し、全 国の動きもお知らせしていきます。

# <東京の裁判の今後>

# 東京裁判 国家賠償訴訟 第1回口頭弁論のご案内

日時 9月2日 14:00~15:15

場所 東京地方裁判所 103 号法廷 (定員 100)

抽選になることが予想されるので 20 分前までに東京地方裁判所入口前の傍聴券交付所に来て下さいなお、傍聴券交付情報は、1 週間ほど前になるとネットで見られます。

http://www.courts.go.jp/app/botyokoufu\_jp/list?id=15

【弁護団による弁論】 【原告本人陳述】

17:00 から報告集会 議員会館を予定

◇東京地裁 差し止め訴訟

第1回口頭弁論の期日

(9月末~10月上旬)

◇東京地裁 国家賠償訴訟 第2次提訴

7月中を予定

◇東京地裁 国家賠償訴訟

第3次訴訟の予定

# <各地の提訴の状況>

	提訴	日	原告数	裁判	J
東京	4月2	6日	497	差止・	国賠
いわき	4月2	6日	204	国賠	
高知	5月6	日	32	国賠	
大阪	6月8	日	713	差止・	国賠
長崎	6月8	日	118	国賠	
岡山	6月1	7日	402	国賠	
埼玉	6月2	0日	318	国賠	
8月中	には、	あとも	6 府県の提訴す	を予定。	

# <あなたも原告に 加わりませんか?>

まだ原告になっていない方、一緒にたたかいましょう!!原告になって,この安保法制によって被った被害を訴え、この法制の違憲を裁判所に判断してもらいたい、というかた、どうぞご連絡を下さい。 <方法>「原告希望」とご住所、お名前を書いて下記のメールまたはFAXで。

# 安保法制違憲訴訟の会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6 渋谷協栄ビル 2 階 電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287

メール: iken. soshou@gmail. com



四月二○日参院議員会館違憲訴訟の会の決起集会

# ◆◇◆◇原告の声・代理人の声◆◇◆◇

# 原告 富山正樹

現職自衛官の父親として安保関連法反対を続けている福岡の富山正樹です。「愛する人を戦地に送るな!」を掲げたスタンディングは、自分の息子が戦地に送られることへの恐怖と、何もしないまま息子に何かが起きたら、自分を許せないとの思いからでした。しかし昨年末『新映像の世紀時代は独裁者を求めた』放映後、ナチス政権下「国家緊急権の発動」から、ナチスに逆らった人々に起きた不幸を知ってもなお、クリスマスイブのスタンディングに集う仲間をみて「この仲間を守りたい。この仲間と共に生きて行きたい」と思うようになりました。私のたたかいは「愛する人と自由と尊厳を守り、共に生きて行く」という新たなステージに進みつつあります。

# 弁護士 内村涼子

みなさん、はじめまして。弁護士の内村涼子と申 します。私は正直これまで憲法問題に真剣に取り 組んできたわけではありません。ただ,集団的自衛 権の行使を可能とする閣議決定や、それに続く安 保法制成立までの間の様々な政権のやり方に、こ の国の基本、私たち法律家のよって立つものが根 こそぎ奪われ、変わってしまう恐怖を感じました。 弁護士会主催の街宣活動や、国会前デモや集会で は、残念ながら安保法制の成立は止められません でしたが、政権の暴走は止めなければなりません。 このような状況にもかかわらず、残念ながら選挙 で大勢が替わることは難しいでしょう。私たちは 事実を知り、その裏にどのような思惑が隠されて いるのかを推し量り、そしてそれをまだ知らない 人たちに知らせていかなければならないと思いま す。この裁判がその一助となるよう、微力ながらみ なさんと一緒に頑張りたいと思っています。どう ぞよろしくお願い致します。

# 原告 河合節子

私は東京大空襲訴訟の原告でした。昭和20年3 月10日、東京大空襲によって母親と2才、3才の 幼い弟が火あぶりの刑に処されるように命を落と しました. まぶたも唇も反り返り、耳たぶも溶けて なくなり顔中ケロイドの大やけどをおった父は、奇 異の目にさらされながらも幼い私を育ててくれま した。苦しく大変なことでした。それでも空襲から 妻子を守ってやれなかったことは終生父を苦しめ ました。空襲の集団訴訟でたくさんの原告に出会っ てみると、みな一様に辛く苦しい被害を今なお引き ずっていました。戦争は、兵士も闘いましたが、一 般市民も闘いに巻き込まれ、大きな被害を受けたの です。空襲訴訟の原告らは「二度と再び戦争をしな いために」訴訟に参加していました。戦争をしない という日本の決意は私たちの苦しみ、亡くなった家 族の無念と引き換えだったのです。誠実な審議もせ ずに、この憲法の核心を踏みにじった今回の安保法 制は、私の人生のすべてを侵害するものです。

# 弁護士 岡田友佑

若者が政治に関心がないなどと言われて久しいですが、私もご多分にもれず、「選挙」や「政治活動」を正直苦手に感じてしまう、ごく一般的な若者です。

そんな私も、弁護士になるべく、人並みに憲法を 勉強していました。司法試験の勉強のほとんど最初 の講義で、憲法とは国家権力を制限するものである と教わりました。

ところが、2015年9月19日、安保法制が強行採決されました。政治に無関心な私も、さすがにこの時ばかりは憤りを感じました。現在の政治状況は、私の学んだ憲法では説明が付かない方向に突き進んでいるように思えたからです。どう考えてもおかしい、法律家として何か力になりたい、そのような思いで、この訴訟に加わることにしました。

# ◇◇◇◇書籍の案内◇◇◇◇

# ■「憲法と政治」岩波新書

著者・青井未帆 907 円税込

安保外交政策の転換、「改憲機運」の高まりに抗して課題の原点から考え抜く。

# ■「安保法制違憲訴訟」

(かもがわブックレット)

編著:安保法制違憲訴訟の会 648 円税込

差し止め訴訟、国家賠償訴訟の訴状の骨子、「安保 法制違憲訴訟」訴訟についてのQ&Aなど。